

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 2月17日
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目 6番21
【電話番号】	076(432)2121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 石田 修二
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目 6番21
【電話番号】	076(432)2121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 石田 修二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 20,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年11月14日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2023年2月17日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当増資及び本完全子会社化に関する各議案の承認が得られましたことに伴い、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件  
(2) 募集の条件

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

- 3 発行条件に関する事項  
(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容
- 6 大規模な第三者割当の必要性  
(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程
- 7 株式併合等の予定の有無及び内容  
(2) 株式併合の要旨

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

- 3 臨時報告書
- 4 訂正報告書

#### 第2 参照書類の補完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	633,462,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、2022年11月14日開催の当社取締役会決議によります。

なお、本第三者割当増資は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2022年12月下旬以降に開催予定の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」といいます。）の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、当社が策定する事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が本事業再生ADR手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により成立すること、並びに2023年2月開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における本第三者割当増資に係る議案及び本第三者割当増資の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案、本新株式の払込みを停止条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損を填補することに係る議案及び本新株式の払込みを停止条件とする割当予定先の指名する者の当社取締役の選任に係る議案（以下「本第三者割当増資関連議案」といいます。）、並びに下記（注）3に記載の本株式併合に係る議案及びそれに伴う単元株式数の定めを廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下、本第三者割当増資関連議案と併せて「本臨時株主総会付議案」といいます。）が承認されること、並びに本第三者割当増資の実行について必要とされる日本及び米国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること等を条件としています。なお、2022年12月28日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案は本対象債権者の合意により成立しました。

(省略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	633,462,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、2022年11月14日開催の当社取締役会決議によります。

なお、本第三者割当増資は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2022年12月下旬以降に開催予定の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」といいます。）の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、当社が策定する事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が本事業再生ADR手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により成立すること、並びに2023年2月開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における本第三者割当増資に係る議案及び本第三者割当増資の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案、本新株式の払込みを停止条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損を填補することに係る議案及び本新株式の払込みを停止条件とする割当予定先の指名する者の当社取締役の選任に係る議案（以下「本第三者割当増資関連議案」といいます。）、並びに下記（注）3に記載の本株式併合に係る議案及びそれに伴う単元株式数の定めを廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下、本第三者割当増資関連議案と併せて「本臨時株主総会付議案」といいます。）が承認されること、並びに本第三者割当増資の実行について必要とされる日本及び米国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること等を条件としています。なお、2022年12月28日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案は本対象債権者の合意により成立しました。さらに、2023年2月17日開催の本臨時株主総会において本臨時株主総会付議案の承認が得られました。

(省略)

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期間
6億3346万2300 分の200億	6億3346万2300 分の100億	100株	2023年3月1日～(水)か ら2023年3月31日(金)	-	2023年3月1日(水)から 2023年3月31日(金)

(注)1

(省略)

- 5 本新株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認、及び関連する競争当局の許認可等を条件としています。なお、2022年12月28日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案は本対象債権者の合意により成立しました。

(省略)

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期間
6億3346万2300 分の200億	6億3346万2300 分の100億	100株	2023年3月1日～(水)か ら2023年3月31日(金)	-	2023年3月1日(水)から 2023年3月31日(金)

(注)1

(省略)

- 5 本新株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認、及び関連する競争当局の許認可等を条件としています。なお、2022年12月28日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案は本対象債権者の合意により成立しました。さらに、2023年2月17日開催の本臨時株主総会において本臨時株主総会付議議案の承認が得られました。

(省略)

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

(省略)

上記のとおり、当社が、本特別委員会を通じて第三者算定機関から取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンに照らしても、当社としては、本第三者割当増資における払込金額（約31.57円）は、妥当な金額であると判断しております。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本第三者割当増資による普通株式の発行の条件といたしました。

(訂正後)

(省略)

上記のとおり、当社が、本特別委員会を通じて第三者算定機関から取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンに照らしても、当社としては、本第三者割当増資における払込金額（約31.57円）は、妥当な金額であると判断しております。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本第三者割当増資による普通株式の発行の条件といたしました。さらに、2023年2月17日開催の本臨時株主総会において、本第三者割当増資による本新株式の発行に関する特別決議による承認が得られました。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

#### (訂正前)

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当増資について当社の少数株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

(省略)

#### (訂正後)

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議による承認を得ました。

(省略)

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

### (2) 株式併合の要旨

#### (訂正前)

#### 株式併合の日程

上記「第1 募集要項 1 新規発行株式」に記載のとおり、本第三者割当増資は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2022年12月下旬以降に開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、2023年2月開催予定の本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認（また、本第三者割当増資のうち本第三者割当増資については、上記に加えて、本第三者割当増資関連議案における定款の一部変更の効力発生）、及び本第三者割当増資の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること等を条件としています。なお、2022年12月28日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案は本対象債権者の合意により成立しました。また、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

(省略)

#### (訂正後)

#### 株式併合の日程

上記「第1 募集要項 1 新規発行株式」に記載のとおり、本第三者割当増資は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2022年12月下旬以降に開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、2023年2月開催予定の本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認（また、本第三者割当増資のうち本第三者割当増資については、上記に加えて、本第三者割当増資関連議案における定款の一部変更の効力発生）、及び本第三者割当増資の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること等を条件としています。なお、2022年12月28日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本事業再生計画案は本対象債権者の合意により成立しました。さらに、2023年2月17日開催の本臨時株主総会において、本臨時株主総会付議議案の承認が得られました。また、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

(省略)

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

#### 3【臨時報告書】

（訂正前）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年2月14日）までに、以下の臨時報告書を提出

（省略）

（訂正後）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年2月17日）までに、以下の臨時報告書を提出

（省略）

#### 4【訂正報告書】

（訂正前）

(1) 金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく訂正報告書（上記3(3)の臨時報告書の訂正報告書）を2022年11月14日に関東財務局長に提出

（訂正後）

(1) 金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく訂正報告書（上記3(3)の臨時報告書の訂正報告書）を2022年11月14日に関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく訂正報告書（上記3(5)の臨時報告書の訂正報告書）を2023年2月17日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての事業年度第58期有価証券報告書及び第59期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2023年2月14日）までの間において変更があった事項は、以下のとおりです。当該変更箇所については、下線で示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において当社グループが判断したものです。また、以下の見出しに付された項目番号は、有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。なお、当該事項の変更のない部分については、一部省略をしております。

#### t 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループでは2021年4月以降、富山第一工場でのFMEA（注）等での厳しい品質チェック等を行いながら、順次、生産・出荷を再開してはおりますが、同工場ではいまだ一部の製造予定品目については出荷再開には至っておりません。加えて、薬価改定による薬価引き下げや製造委託先での生産・出荷停止などに起因して製品売上が減少しております。このような状況を改善すべく当社グループの主力工場であります富山第一工場での製造品目について、適正な生産体制・規模適正化を目的とし、製造再開に時間を要する製品の識別、同種同効成分製剤への統合、改善措置を図る製品の整理などの施策を実施しており、その結果、今後廃棄となる可能性が高いと見込まれる原材料、仕掛品等について評価損を計上いたしました。更にこれまで進めてきた開発投資の見直しとそれに伴う海外子会社ののれんの減損及び国内収益状況減退に伴う国内固定資産の減損処理を行ったこと等から、前連結会計年度において110,051百万円の営業損失及び104,984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失の発生となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当第3四半期連結累計期間においては、薬価改定等による販売単価の下落、今後の開発予定品目の見直しに伴い開発中止とした品目についての開発費等の減損及び今後の米国市場における事業展開の見直しに伴うSagentグループののれんを含む固定資産の減損処理、富山第一工場製造品目の出荷再開の遅れやSterRxでの生産設備見直しによる工場の稼働停止の影響などにより71,242百万円の営業損失及び71,159百万円の親会社の所有者に帰属する四半期損失を計上し、当第3四半期連結会計期間末においては52,101百万円の債務超過の状態にあります。

以上のことから、継続的に営業損失及び親会社の所有者に帰属する四半期（当期）損失が発生し、当第3四半期連結会計期間末において債務超過の状態にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当社グループはこのような状況を解消すべく、今後、富山第一工場製造品の生産・出荷を順次再開させていくとともに、引き続きグループ全体での生産体制の最適化に向けた取り組みも推し進め収益力改善に取り組んでおります。

加えて全社レベルでの経費削減や物流コストの抑制、在庫・仕入管理の徹底により、キャッシュ・フローの改善に向けた施策を講じております。更には国内及び海外生産拠点の最適化による工場稼働の効率化によるコスト低減等、当四半期連結会計期間末以降の業績回復を展望した構造改革の加速化に取り組んでおります。

資金面では、2022年5月13日に事業再生ADR手続の利用についての正式な申請をし、同日付で受理され、2022年5月26日の第1回債権者会議にて、全てのお取引金融機関様から、一時停止通知について同意を得るとともに、メインバンクである株式会社三井住友銀行にて設定いただいた融資枠の実行についてご承認をいただいております。また、当社は、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ(以下「JWP」といいます。)が管理・運営する合同会社ジェイ・エス・ディー(以下「割当予定先」といいます。)からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、2022年11月14日開催の取締役会において、割当予定先を割当先とする払込金額の総額200億円の第三者割当による当社普通株式(以下「本新株式」といいます。)の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を実施すること、及び当社の株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当増資の実行後において、当社普通株式70,384,700株を1株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主に対し、総額で約25億円(1株当たり36円)の金銭を交付すること(以下「本株式併合」といいます。)を決議いたしました。また、2022年11月16日開催の第2回債権者会議の続会において、JWP及び割当予定先との協議を経て作成した事業再生計画案を全てのお取引金融機関様に対して説明し、債務免除(55,784,651,484円(但し、最大で98,500,000,000円になる可能性があります。))を含む本事業再生計画案について検討いただき、2022年12月28日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)において、本事業再生計画案は本対象債権者の合意により成立いたしました。なお、当社は、2023年2月17日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、本第三者割当増資に係る議案、本第三者割当増資の実施に必要な当社の発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更に係る議案及び本新株式の払込みを停止条件とする割当予定先の指名する者の当社取締役の選任に係る議案(以下「本第三者割当増資関連議案」といいます。)、並びに本株式併合及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案(以下、本第三者割当増資関連議案と合わせて「本臨時株主総会付議案」といいます。)を付議することを予定しております。

しかしながら、前述のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しており、本事業再生計画は実施途上であること、また、本臨時株主総会で本臨時株主総会付議案が承認されない場合、又は、本スポンサー契約に定める本第三者割当増資の実施の前提条件が充足されない場合に、割当予定先からのスポンサー支援及びお取引先金融機関による債務免除の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難となる可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

(注) FMEA(Failure Mode and Effect Analysis)とは「欠陥モード影響解析」と呼ばれ、製品及びプロセスの持っているリスクを、主に製品設計段階及びプロセス設計段階で評価し、そのリスクを可能な限り排除又は軽減するための技法です。ICHQ9でもリスク評価の方法として推奨されており、製薬企業でのリスクアセスメントで広範囲に利用されております。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての事業年度第58期有価証券報告書及び第59期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年2月17日)までの間において変更があった事項は、以下のとおりです。当該変更箇所については、下線で示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において当社グループが判断したものです。また、以下の見出しに付された項目番号は、有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。なお、当該事項の変更のない部分については、一部省略をしております。

#### t 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループでは2021年4月以降、富山第一工場でのFMEA(注)等での厳しい品質チェック等を行いながら、順次、生産・出荷を再開してはおりますが、同工場ではいまだ一部の製造予定品目については出荷再開には至っておりません。加えて、薬価改定による薬価引き下げや製造委託先での生産・出荷停止などに起因して製品売上が減少しております。このような状況を改善すべく当社グループの主力工場であります富山第一工場での製造品について、適正な生産体制・規模適正化を目的とし、製造再開に時間を要する製品の識別、同種同効成分製剤への統合、改善措置を図る製品の整理などの施策を実施しており、その結果、今後廃棄となる可能性が高いと見込まれる原材料、仕掛品等について評価損を計上いたしました。更にこれまで進めてきた開発投資の見直しとそれに伴う海外子会社ののれんの減損及び国内収益状況減退に伴う国内固定資産の減損処理を行ったこと等から、前連結会計年度において110,051百万円の営業損失及び104,984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失の発生となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当第3四半期連結累計期間においては、薬価改定等による販売単価の下落、今後の開発予定品目の見直しに伴い開発中止とした品目についての開発費等の減損及び今後の米国市場における事業展開の見直しに伴うSagentグループののれんを含む固定資産の減損処理、富山第一工場製造品の出荷再開の遅れやSterRxでの生産設備見直しによる工場の稼働停止の影響などにより71,242百万円の営業損失及び71,159百万円の親会社の所有者に帰属する四半期損失を計上し、当第3四半期連結会計期間末においては52,101百万円の債務超過の状態にあります。

以上のことから、継続的に営業損失及び親会社の所有者に帰属する四半期(当期)損失が発生し、当第3四半期連結会計期間末において債務超過の状態にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当社グループはこのような状況を解消すべく、今後、富山第一工場製造品の生産・出荷を順次再開させていくとともに、引き続きグループ全体での生産体制の最適化に向けた取り組みも推し進め収益力改善に取り組んでおります。

加えて全社レベルでの経費削減や物流コストの抑制、在庫・仕入管理の徹底により、キャッシュ・フローの改善に向けた施策を講じております。更には国内及び海外生産拠点の最適化による工場稼働の効率化によるコスト低減等、当四半期連結会計期間末以降の業績回復を展望した構造改革の加速化に取り組んでおります。

資金面では、2022年5月13日に事業再生ADR手続の利用についての正式な申請をし、同日付で受理され、2022年5月26日の第1回債権者会議にて、全てのお取引金融機関様から、一時停止通知について同意を得るとともに、メインバンクである株式会社三井住友銀行にて設定いただいた融資枠の実行についてご承認をいただいております。また、当社は、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ(以下「JWP」といいます。)が管理・運営する合同会社ジェイ・エス・ディー(以下「割当予定先」といいます。)からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、2022年11月14日開催の取締役会において、割当予定先を割当先とする払込金額の総額200億円の第三者割当による当社普通株式(以下「本新株式」といいます。)の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を実施すること、及び当社の株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当増資の実行後において、当社普通株式70,384,700株を1株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主に対し、総額で約25億円(1株当たり36円)の金銭を交付すること(以下「本株式併合」といいます。)を決議いたしました。また、2022年11月16日開催の第2回債権者会議の続会において、JWP及び割当予定先との協議を経て作成した事業再生計画案を全てのお取引金融機関様に対して説明し、債務免除(55,784,651,484円(但し、最大で98,500,000,000円になる可能性があります。))を含む本事業再生計画案について検討いただき、2022年12月28日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)において、本事業再生計画案は本対象債権者の合意により成立いたしました。なお、当社は、2023年2月17日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、本第三者割当増資に係る議案、本第三者割当増資の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更に係る議案及び本新株式の払込みを停止条件とする割当予定先の指名する者の当社取締役の選任に係る議案(以下「本第三者割当増資関連議案」といいます。)、並びに本株式併合及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案(以下、本第三者割当増資関連議案と合わせて「本臨時株主総会付議議案」といいます。)を付議いたしました。さらに、2023年2月17日開催の本臨時株主総会において、本臨時株主総会付議議案の承認が得られました。

しかしながら、前述のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しており、本事業再生計画は実施途上であること、また、本スポンサー契約に定める本第三者割当増資の実施の前提条件が充足されない場合に、割当予定先からのスポンサー支援及びお取引先金融機関による債務免除の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難となる可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

(注) FMEA(Failure Mode and Effect Analysis)とは「欠陥モード影響解析」と呼ばれ、製品及びプロセスの持っているリスクを、主に製品設計段階及びプロセス設計段階で評価し、そのリスクを可能な限り排除又は軽減するための技法です。ICHQ9でもリスク評価の方法として推奨されており、製薬企業でのリスクアセスメントで広範囲に利用されております。